

## 常勤的非常勤職員として勤務した者の取扱いについて

昭和 40 年 8 月 25 日 蔵計 2102 号  
大蔵省主計局長から各共済組合本  
部長・各財務局長あて通知

標記のことについては、昭和 40 年 6 月 19 日付蔵計第 1613 号をもつて通知したところであるが、国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和 40 年政令第 184 号）附則第 11 条の 2 第 1 項 1 号又は国家公務員共済組合法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 40 号）附則第 10 項第 2 号の規定中における「22 日以上ある月」とは「暦の月において勤務した日が 22 日以上ある場合」として取り扱われたい。